

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

奈良県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奈良県内で災害が発生した場合、又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）において、避難所の設営等に必要な物資の調達及び災害に備える地域防災力の向上を図るため、甲と乙が相互に連携協力する取組に関し、必要な事項を定める。

（内容）

第2条 甲及び乙は、前条に基づき、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）災害時における段ボール製品の調達に関すること。
- （2）奈良県の防災及び減災に関すること。
- （3）その他甲及び乙の協議により定めること。

（協力の要請及び受諾等）

第3条 甲は、災害時において市町村からの要請に基づいて物資を必要とするときは、物資供給要請書（別紙1）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- （1）被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- （2）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- （3）甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

3 乙は、前項に基づいて選定した組合員（以下「協力組合員」という。）の承諾を得たときは、甲に対して次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）組合員の名称及び所在地
- （2）連絡窓口及び連絡方法
- （3）物資の種類、数量及び提供可能時期
- （4）その他必要な事項

4 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、協力組合員と物資の調達に必要な基本的条件について、市町村と調整した上で、協議するものとする。

（物資の種類）

第4条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 協力組合員は、市町村の要請に基づき甲が指定する場所に物資を搬送し引き渡すものとし、その際に、あらかじめ市町村から連絡を受けて甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。ただし、協力組合員による被災地への物資の搬送が困難な場合は、状況に応じて、物資の搬送方法及び引渡し場所等を、再度甲は市町村と調整した上で、乙と協議し決定するものとする。

2 協力組合員は、できる限り物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

3 協力組合員は、搬送終了後、速やかに措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第6条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

- 第7条 甲の要請により協力組合員が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び協力組合員が協議の上決定するものとする。ただし、供給を受けた者が市町村であった場合は、市町村の意見を考慮するものとする。
- 2 業務に要した経費等については、供給を受けた者が負担する。
 - 3 協力組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、供給を受けた者に請求するものとする。
 - 4 供給を受けた者は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

- 第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届（別紙3）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも、同様とする。

(情報の共有等)

- 第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
 - 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

- 第10条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

- 第11条 この協定は、甲又は乙が別に締結し、又は既に締結している協定を妨げるものではない。

(有効期間)

- 第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

- 第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年11月15日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井 正吾

乙 大阪市中央区森之宮中央1丁目16番16号
西日本段ボール工業組合
理事長 大坪 清